

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ  
社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会  
合同会議（第14回）

令和3年11月4日

【事務局】 それでは、引き続きまして、総合資源エネルギー調査会の建築物エネルギー消費性能等ワーキンググループ、社会資本整備審議会の建築物エネルギー消費性能基準等小委員会第14回合同会議を始めさせていただきます。

【事務局】 委員の御紹介をいたします。委員につきましては、総合資源エネルギー調査会の建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループの委員、社会資本整備審議会の建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の委員の皆様ですが、さきの3省合同会議におきまして委員を御紹介させていただいておりますので、お一人お一人の御紹介は割愛させていただきます。

事務局は経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課、国土交通省住宅局建築企画担当参事官室が務めさせていただきます。

それでは、この後、議事のほうに入らせていただきますが、引き続き社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の〇〇委員長に、2省合同会議の議長についてもお願いしたいと思います。

【議長】 ありがとうございます。少々慌ただしいですけれども、委員の皆様には引き続き御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから総合資源エネルギー調査会の建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ、社会資本整備審議会の建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の第14回合同会議を開催させていただきます。

本会の議題は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく誘導基準の見直しについてでございます。資料2、合同会議等の検討事項と進め方、資料3、住宅・建築物の省エネルギー対策に係る最近の動向につきましては、先ほどの3省庁合同会議と共通の資料となっておりますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

事務局から、資料5、建築物のエネルギー消費性能の公表に関する法律に基づく誘導基準の見直しについて御説明いただき、そこで質疑応答をさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局、お願いいたします。

【事務局】 資料5、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく誘導基準の見直しについて御説明させていただきます。

まず、次のページをお願いします。非住宅において求める省エネ性能についての案でございます。これにつきましても、先ほどの低炭素建築物の認定基準と内容はかなり重複するところがございますが、赤色のハッチのところを御覧ください。現行の建築物省エネ法の誘導基準は、BEI 0.8、パルスターの達成を求めているところでございます。それをZEB Oriented相当の省エネ性能ということで、右側にありますように、用途に応じてBEI 0.6、0.7、外皮の性能につきましては、パルスターは求めないということで、ZEB Oriented相当の省エネ性能に整合させるという御提案でございます。

次のページをお願いします。続きまして、住宅についての省エネ性能でございます。これも先ほどと同様に、一次エネルギーの基準が0.9、外皮基準は省エネ基準に適合といったところを、一次エネの水準で0.8、強化外皮基準に適合することという基準の見直し案でございます。

共同住宅における評価単位の取扱いについてでございます。次のページをお願いします。ZEHの取組を推進する観点から、外皮基準は単位の住戸で、一次エネルギー消費量は住棟全体で評価を行うこととして、ZEHの評価単位と整合させるというところでございます。現行、建築物省エネ法の誘導基準におきましては、外皮基準は単位住戸、最も不利な住戸での基準、もしくは住戸の平均で住戸平均用の基準を満たすことというようなことが外皮基準ではございます。

一次エネルギー消費量の基準は、住棟の評価ということになっておりまして、単位住戸の合計、または単位住戸の合計に共用部を足したもののいずれかというのが、現行の基準でございます。

改正案では、誘導基準のところ、外皮基準につきましては単位住戸ということで、全ての住戸で強化外皮基準を満たしていただくということを御提案させていただいております。こちらは、集合住宅のZEHであるZEH-Mの考え方と整合しているという形でございます。

一次エネルギーの消費量基準につきましては、いずれも住棟評価ではございますが、必ずしも建築省エネ法の評価をするに当たって太陽光発電を乗せないといけないということもございませんので、単位住戸の合計、または単位住戸の合計と共用部を足したもののい

ずれでも可というのは現状のままというところでの御提案でございます。

資料についての説明は以上です。

**【議長】** ありがとうございます。

それでは、以上の説明内容につきまして、御質問、御意見含め、御発言をお願いしたいと思います。先ほどと少し重複するところが多いですけれども、何か追加で御意見あれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

オブザーバーの方も御発言されたい方は手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。

日本ガス協会の〇〇様、お願いいたします。

**【〇〇オブザーバー】** ありがとうございます。ガス協会、〇〇です。

本日は、建築物省エネ法における誘導基準の見直しの議論ということでしたけれども、資料3にもあるとおり、あり方検討会の取りまとめにおいて、将来的には省エネ基準のZEB・ZEH基準への引上げと適合義務づけの方向性が示されたと。そのように認識をしております。

一方で、これからの建築設備には、カーボンニュートラルに向けた省エネ性能のさらなる向上に加えて、レジリエンスやウェルネス、また、電力需給の調整力など、多様な価値が求められていくと考えております。

ガス業界におきましても、省エネ性能に優れたガス機器の普及や技術開発に努めてまいりましたが、今後も、建築物のエネルギー消費性能の向上に加えて、多様な価値の創出にも貢献すべく、様々な取組を進めているところです。

今後、省エネ法や建築物省エネ法の見直し議論を進めていただくに当たりましては、そのような多様な価値が適切に評価され、消費者の多様な選択肢が確保されるよう御配慮いただきたくお願いいたします。

以上です。

**【議長】** ありがとうございます。

〇〇委員から手が挙がっておりますが、いかがでしょうか。

**【〇〇委員】** ありがとうございます。先ほど伊香賀委員からも御指摘があったのかもしれないと記憶しておりますが、このように、新築での建築物への省エネ基準が高まる中、やはり既存のストックへの対策についても、もちろん政府公共建築物での促進、これをリーダーとしまして、リフォームなどへの支援も含み、効果的で広く普及する対策を考えて

いただきたいなというのをここであえて指摘しておきたいと思います。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。

〇〇委員、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 ありがとうございます。外皮性能のところは同じですが、一般建築で言っていたところのペリメーターが、この大規模集合住宅のときは、妻壁階とか最上階に相当すると思っていただければいいのかなと思います。アナロジーで御理解いただければと。

そういう意味では、前回なんかの大規模集合住宅の全体平均で省エネ性能を満たすからといってしまうと、端部とか最上階の住宅は、当然冬は寒い、夏は暑い、エネルギー消費増大となると。これが単位住戸で判断されるというのは、大きな前進かと思っております。実際、寒ければ、暑ければ、それぞれの空調がつけられるのは当然ですし、健康性の問題はある意味では改善されると。

さっき鈴木委員の御発言を聞きながら、逆の心配もしたのですが、そうすると、中間階、中間戸の住宅は、周りが全部、暖冷房していくから、外皮がそんな上げなくてもいいと。この中で、やっぱり最低基準というのは何か担保されるのですか。看板クラスでもいいとか、非常に貧弱な断熱でもというのも許容してしまうことに、そうならないような枠組みになっているのでしょうか。

【議長】 ありがとうございます。

一応、手が挙がっているのはここまでということでしょうか。

それでは、事務局のほうから、少し簡単めをお願いいたします。

【事務局】 何点か御質問いただいた点について、コメントさせていただきます。

1つ目が、ガス協会の〇〇様から、多様な価値についてしっかりと消費者にPRをというところでした。そのとおりかと思しますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

〇〇委員からは、既存ストックの改修についても取り組んでいくべきではないかという御指摘でございました。先ほど〇〇先生からも同様の御指摘を頂戴してございました。既存ストックにつきましては、なかなか規制でというところについては難しい部分がございますので、しっかりと支援措置含め、誘導策を講じてまいりたいと考えてございます。

また、〇〇委員からは、中間部分の住戸についてどのようになるのかということでもございましたけれども、住戸単位での評価ということになりますと、最低限の外皮の性能につ

いては、中間部分であれ、外側の部分であれ、しっかりと確保するという事になってまいりますので、ご心配を頂いているような事にはならないと考えてございます。

コメントは以上でございます。

**【議長】** ありがとうございます。

それでは、お手が挙がっている方はいらっしゃらないので、これで建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ、建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の2省合同会議の審議を終了させていただくことにしたいと思います。

ほかに事務局から連絡事項がございましたら、よろしく願いいたします。

**【事務局】** 同じく次回につきましては、11月24日の10時からの予定となっております。

この後、直ちに国交省の単独での会議というのを開催いたします。総合資源エネルギー調査会の建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループの皆様は、御退出のほうをよろしく願いいたします。社会資本整備審議会建築分科会環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の皆様におかれましては、引き続き御参加のほどよろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

**【議長】** どうもありがとうございました。

本日、お忙しい中、御審議ありがとうございました。以上をもちまして、第14回の2省合同会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —